

吉野川市教育委員会会議録

招集年月日	令和7年3月17日
招集の場所	吉野川市役所東館3階 会議室
開閉会日時	開会 令和7年3月25日 午前10時 閉会 令和7年2月25日 午前10時42分
出席委員	教 育 長 木屋村雅信 教 育 次 長 熊代雄一郎 学 校 教 育 課 長 武知李香 委 員 貞野雅己
出席職員	副 教 育 長 上田哲也 教 育 次 長 近藤秀樹 学 校 教 育 課 長 松本賢一 副 教 育 長 久保義博 教 育 総 務 課 長 重清博文 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 岡田裕仁

議案

- (1) 吉野川市教育委員会障がい者活躍推進計画について
- (2) 吉野川市教育委員会特例会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 吉野川市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について
- (4) 吉野川市教育研究所規則の一部を改正する規則について
- (5) 吉野川市適応指導教室運営要綱の一部を改正する告示について
- (6) 吉野川市鴨島地区中学校統合準備委員会設置要綱について
- (7) 吉野川市学校給食センター管理運営要綱の一部を改正する訓令について
- (8) 吉野川市教育、文化、スポーツ活動等に係る懸垂幕の作成及び掲示に関する要綱について
- (9) 吉野川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

報告事項

- (1) 令和7年3月市議会定例会一般質問について
- (2) 吉野川市学校給食用物資調達納入業者登録について

教育長職務代理者の指名について

教育長報告

会議の経過

木屋村教育長	ただいまから、3月の吉野川市定例教育委員会を開会いたします。 教育長及び委員の過半数が出席しており定足数に達しています。 本日の会議録署名委員に、 委員、 委員を指名。 それでは、議案(1)「吉野川市教育委員会障がい者活躍推進計画」について事務局より説明をお願いします。
重清教育総務課長	資料1ページをお願いいたします。 障がい者の雇用の促進等に関する法律の規定により、国及び地方公共団体の任命権者は、障がい者活躍推進計画を策定しなければならないこととなっており、教育委員会といたしましても、市長

	部局と足並みを揃え、令和2年4月に同計画を策定いたしました。この度、本年3月31日をもって、5年間の現計画期間が満了となることに伴い、新たに令和12年3月までの計画を策定するものでございます。計画の詳細につきましては、資料のとおりでございますが、主な内容といたしまして、2ページの「2 障がい者雇用に関する課題」にありますように、本市においては、障がい者雇用率2.18%、法定雇用率2.8%、令和8年7月から3.0%となっております。これを下回っている状況であることから、市長部局を含む組織として更なる取組・積極採用を行うものとしております。その他の項目に関しましては、現計画と同様の内容となっておりますので、ご高覧いただければと存じます。なお、本計画に関しては、現計画と同様に市長部局（総務課）と事前協議を行い、双方の計画が同一内容となるよう調整しております。また、本計画を作成し、又は変更した場合は、公表する旨法律で定められておりますので、承認いただきましたら、市ホームページにて公表することといたします。以上でございます。
木屋村教育長	ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。 それでは、議案（2）「吉野川市教育委員会特例会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いします。
松本学校教育課長	資料は5ページ・6ページとなります。 令和6年の徳島県人事院勧告において、民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップをとる勧告となりました。それを受け、本市職員の給与改正が行われました。それらの事象を鑑み、特例会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正するものでございます。資料6ページ新旧対照表をご覧ください。外国語指導助手（ALT）の報酬月額を240,000円から257,000円に、学校教育指導員の報酬月額を238,000円から256,000円に改正するものです。資料5ページにお戻りください。最下段附則にありますとおり、この規則は令和7年4月1日から施行といたします。以上でございます。
木屋村教育長	ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。 それでは、議案（3）「吉野川市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則」について事務局より説明をお願いします。
松本学校教育課長	資料は7ページ・8ページとなります。 先ほどの議案（2）と同様の理由により、吉野川市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則でございます。資料8ページ新旧対照表をご覧ください。第8条（1）初めて任用されたものの報酬を28万円から335,000円に、（2）「第4条2項」を「第6条2項」に改正したのは、引用条項に誤りがあったものを訂正するもの、（2）ア、イ、ウにおける月額報酬を上からそれぞれ、30万円から345,000円に、325,000円から355,000円に、33万円から36万円に改正するものです。資料7ページにお戻りください。最下段附則にありますとおり、この規則は令和7年4月1日から施行といたします。以上でございます。
木屋村教育長	ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。 それでは、議案（4）「吉野川市教育研究所の一部を改正する規則」について、議案（5）「吉野川市適応指導教室運営要綱の一部を改正する告示」について内容が関連しているため一括して、事務局より説明をお願いします。

松本学校教育課長

議案（４）（５）についてご説明させていただきます。

現在、本市において「適応指導教室」の名称が使われておりますが、これを「教育支援教室」へと改正するためのものとなります。これは、文部科学省が２０１９年度より「適応指導教室」から「教育支援センター」への名称切り替えを行い、２０２２年には「不登校児童生徒や保護者の抵抗感を減らし親しみやすいものにするために従来の「適応指導教室」の名称を工夫した名称にする事が望ましい」との自治体への通知が発出され、それを受けたものです。

資料９ページ・１０ページをお開きください。吉野川市教育研究所規則の一部を改正する規則でございます。資料１０ページ新旧対照表をご覧ください。下線の部分３カ所はすべて、「適応指導教室」の名称を「教育支援教室」へと改正するものです。資料９ページにお戻りください。最下段附則にありますとおり、この規則は令和７年４月１日から施行いたします。

続きまして、資料１１ページから２２ページとなります。吉野川市適応指導教室運営要綱の一部を改正する規則でございます。資料１２ページ・１３ページの新旧対照表をご覧ください。議案（４）を受け、要綱の題名を含め、新旧対照表内の下線部は「適応指導教室」の名称を「教育支援教室」へ改正することを受けたものです。資料１４ページから２１ページは、名称変更を受け、様式の該当部分を改正したものです。資料２２ページ新旧対照表をご覧ください。こちらは、本改正を受け、吉野川市教育相談室運営要綱の一部も改正するものです。第８条下線部は、「適応指導教室」から「教育支援教室」への名称変更に加え、引用条項の誤りの訂正も行うものとなります。最後に、資料１１ページにお戻りください。中段の説明にもありますが、先ほどの説明に加えて題名も変更いたします。まる印、印、角印を様式より削除いたします。下段附則１にありますとおり、この規則は令和７年４月１日から施行いたします。以上でございます。

木屋村教育長

ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

それでは、議案（６）「吉野川市鴨島地区中学校統合準備委員会設置要綱」について、事務局より説明をお願いします。

重清教育総務課長

資料２３ページをお願いいたします。

鴨島東中学校と鴨島第一中学校の統合に向けて、必要な準備・調整を図るため、学校関係者等で組織する統合準備委員会を設置することとし、その根拠となる設置要綱を制定するものでございます。まず、第２条では、準備委員会の所掌事項を定めており、統合校の名称や校則、学校運営・教育計画等のほか、通学体制、生徒の交流事業について協議することとしております。次に、第３条の組織についてですが、準備委員会の委員は、両中学校の保護者・教職員、地域代表者などで構成することとしております。具体的には、本日お配りした委員名簿をご覧くださいと存じます。両中学校の保護者が各３名、牛島・森山小学校の保護者が各１名、また、地域代表者として、両中学校の学校運営協議会の会長に参加いただいております。加えまして、両中学校の校長および教頭、牛島・森山小学校の校長、また、教育委員会事務局からは、副教育長および学校教育課長が参加し、計１９名で構成することとしております。

次に、２４ページの第６条です。準備委員会では、基本的には、只今申し上げた委員で協議を行って参りますが、協議事項によっては、担当教員や関係者が参加する場合も想定されることから、委員以外の者の会議への出席を認めております。次に、第７条です。準備委員会での協議事項は多岐にわたり、かつ、その期間も２年間に限られていることから、会議の運営をスムーズに進めるため、４つの部会を置くこととしております。各部会の所掌事項につきましては、２５ページの別表記載のとおりとなっておりますので、ご高覧いただければと存じます。なお、本要綱は、令和７年４月１日から施行し、統合までの２年間の時限規程としております。本議案に関しての説明は以上となりますが、あわせて今後の準備委員会の予定について申し上げます。

まず、第１回会議を４月１７日（木）１９時から開催する予定となっております。あわせて、各

	部会の会議も開催し、今後のスケジュール確認等を行います。準備委員会での協議経過等につきましては、ホームページ等で公表することとしておりますが、教育委員会においてもその都度ご報告して参ります。以上でございます。
木屋村教育長	ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。 それでは、議案（７）「吉野川市学校給食センター管理運営要綱の一部を改正する訓令」について、事務局より説明をお願いします。
学校給食センター長	議案（７）吉野川市学校給食センター管理運営要綱の一部を改正する訓令について、ご説明させていただきます。資料２７ページの新旧対照表をご覧ください。改正内容といたしましては、第１９条第２号 物資受払簿（小麦粉、パン、牛乳、米、副原材料、副食関係、調味料等）を削除し、同条第３号中「仕入帳、納品書つづり」を「納品書つづり」に改め、同号を同条第２号とするものです。これは、学校給食センター管理運営の実務上の取り扱いと要綱に一部そごが生じていたので行いました。なお、この訓令は令和７年４月１日から施行いたします。以上でございます。
木屋村教育長	ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。 それでは、議案（８）「吉野川市教育、文化、スポーツ活動等に係る懸垂幕の作成及び掲示に関する要綱」について、事務局より説明をお願いします。
近藤教育次長	資料、２８ページ、２９ページをご覧下さい。 この要綱は、第１条の趣旨にございますとおり、市民の教育・文化・スポーツ活動等において、吉野川市に誇りと愛着を育むことに寄与し、好成績を収め、市民を元気づける活躍に対し、その功績を称え、市民に広く周知を図るための、懸垂幕の作成及び掲示に関しての必要な事項を定めるものでございます。２８ページ中段、第２条第１項では対象者となる事項、第２項は、懸垂幕の作成や掲示の対象となる功績の基準、２９ページ、第４条では掲示場所を吉野川市役所懸垂幕装置とすること、第５条では掲示の期間は、原則として１か月以内とすること、第６条は、掲示の中止事項について定めております。なお、本要綱は、令和７年４月１日から施行いたします。以上でございます。
木屋村教育長	ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。 それでは、議案（９）「吉野川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について、事務局より説明をお願いします。
重清教育総務課長	本日お配りした追加の資料をお願いいたします。 上浦小学校の廃校に伴い、小学校及び学校長の印を廃止するものでございます。裏面の新旧対照表をお願いいたします。廃止する公印につきましては、表記載の３種類となっております。なお、施行日は、学校の廃止日である令和７年４月１日としております。以上でございます。

木屋村教育長	ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。続きまして報告事項にうつります。 報告事項（１）「令和７年３月市議会定例会一般質問」について、事務局より説明をお願いします。
重清教育総務課長	まず、資料３１ページです。栞原五男議員から「５教育環境について、（１）空き校舎利用は」について質問がございました。 これに対しまして、社会体育施設として活用している体育館などを除き、早くに廃校となった美郷地区の施設については、耐震工事を実施していないことや老朽化が著しいことから、大がかりな改修が必要となり、利活用には至っていない。 また、上浦小学校については、令和８年４月を目途に通信制高校の本校として活用いただけることとなっており、現在、相手方において、雨漏り等の修繕や必要な設備の整備に向けて準備を進めている。今後におきましても、新たな利活用に向けて、積極的な募集・周知に努める旨答弁いたしました。
松本学校教育課長	質問順１ 栞原五男 議員 ５ 教育環境について「（２）不登校・いじめ問題は」という質問に対してまずは、本市の不登校児童生徒数とその主な理由について説明をさせていただきました。その後、本市での適応指導教室「つつじ学級」での支援・相談体制の充実や、学校教育指導員による学校や保護者への支援、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置活用や校内教育支援センターの新設等、不登校児童生徒の心のケアや学びの保障、及び学校や家庭への支援について報告させていただきました。次にいじめ問題については本市の実情を説明すると共に、その主な内容について説明しました。教育委員会といたしましては、学校は子ども達にとって安心して学ぶことのできる場でなければならず、自分らしい未来を描ける環境を整えることが重要であり、「不登校児童生徒への支援」並びに「いじめの未然防止と早期発見、早期対応」については最重要課題の一つと位置づけ、保護者、地域、関係機関と連携しながら、すべての児童生徒が安心して学べる環境づくりに取り組んで参ります。と、答弁いたしました。
学校給食センター長	資料３２ページをご覧ください。岡田議員より学校給食の無償化についてのご質問がありました。 （１）本市の考えは（２）実施の予定はの２つの質問に対し、本市で給食費を無償化する場合につきましては、令和７年度の給食費で試算いたしますと、小中学校併せて年間約１億３，７００万円の財源確保が必要となることや、今後、築後１３年を経過する給食センターの施設や設備の改修、小中学校の空調改修や照明のＬＥＤ化、屋内運動場への空調設備の整備など、多額の経費が必要となってくることなどから、本市独自での、給食費の完全無償化は難しいものと考えております。と答弁いたしました。
重清教育総務課長	続いて、資料３３ページになります。同じく、岡田光男議員から「５ 鴨島東中学校の統合について、（１）統合方針決定までの経緯は、（２）アンケート結果の詳細は」についての質問がありました。これに対しまして、昨年度実施した保護者説明会及びアンケートに加え、今年度においては、「鴨島東部地区小中学校のあり方検討委員会」を設置し、再編に関するメリット・デメリットなどについて議論した。その後、検討委員会からの提言内容について、鴨島東中学校区の０歳から中学３年生までの保護者を対象にアンケートを実施し、検討委員会の提言及び当該アンケート結果を踏まえ、両中学校の統合方針を決定した。また、アンケートでの賛成・反対等の人数及び割合、昨年１２月下旬から本年２月上旬にかけて実施した説明会の状況を説明するとともに、今後においても、統合に向けた準備状況について、積極的な周知に努めるとともに、保護者や地域の皆様のご意見を

伺いながら、生徒たちにとって、より望ましい教育環境の整備に努める旨答弁いたしました。

松本学校教育課長

資料 34 ページとなります。質問順 3 岡田光男議員より、6 関西万博への遠足について (1) 現地調査は可能か (2) 生徒への安全確保は確認できたのかという質問がありました。まず、「現地調査は可能か」のご質問については、日本国際博覧会協会が主催する下見として 4 月 5 日の土曜日に市教育委員会と学校代表者数名で現地調査を行う予定であり、駐車場から会場までの移動を含めた現地の状況や安全面の確認、救護施設や避難経路、加えて移動や見学に係る所要時間などを把握し、本番に備えたいと考えております。と答弁しました。

次に「生徒への安全確保は確認できたのか」との質問に対して、全ての来場者が安心して訪れることができる博覧会を実現するための「防災実施計画」が昨年 9 月に主催者において策定されていることを報告し、メタンガスについては、継続的に測定、調査を行っており、現在は建物内において基準値以上の検知はないとの発表があったこと。また場内には、大阪市消防局・大阪府警察・海上保安庁が常駐し、診療所や応急手当所の設置、救急車の配備が行われることを報告しました。教育委員会といたしましては、今回の大阪関西万博における体験学習について、生徒の安全・安心を第一義に据え、探究学習を促進し子ども達の成長につながる教育活動をしっかりと支援して参りたい。と答弁いたしました。

学校給食センター長

資料 3 5 ページ阿佐議員より学校給食の無償化についてのご質問がありました。

まず、(1) 県内の学校給食の無償化の状況はについてでございますが、小中学校ともに年間を通して無償化している自治体は、三好市、神山町、美波町、佐那河内村で、鳴門市が中学 3 年生を対象に実施しております。なお、令和 7 年度におきましては、阿波市が中学生を対象に実施する予定のようでございます。

次に (2) 本市の負担と保護者負担の現状はについてでございますが、電気代の一部とパン加工費などにかかる経費や、昨年 4 月の給食費改定に伴う値上がり分、また、先の議会においては、令和 6 年産の米の価格高騰が大きく影響した、昨年 10 月以降の分 6 ヶ月分につきましても、市において負担しているところでございます。さらに、令和 7 年 4 月からは、小学校 300 円、中学校 335 円に給食費を改定することといたしました。しかしながら、今回の改定分につきましても、昨年 4 月と同様に、市において負担することとし、保護者負担は小学生 275 円、中学生 300 円に据え置くこととしており、令和 7 年度における、これら市の負担額の合計は、年間で約 2,200 万円となる見込みでございます。

次に、(3) 中学校、小学校の無償化での財源額はにつきましては、令和 7 年度の給食費で試算いたしますと、小学校が 8,700 万円、中学校が 5,000 万円で併せて年間約 1 億 3,700 万円の財源確保が必要となります。と答弁いたしました。

次に 36 ページをお開きください。市長に学校給食費の無償化について無償化のメリット、財源の確保は可能ではないかとの再問がありました。学校給食費が無償化された場合のメリットにつきましては、子育て世代の保護者の皆様の経済的負担の軽減につながるものと考えております。財源の確保につきましては、現在の本市の財政状況等を鑑みますと、現時点においては、非常に難しいものと考えております。と答弁いたしました。

重清教育総務課長

続いて、資料 36 ページ中段になります。

岸田益雄議員から「2 小中学校の体育館への空調設備について、(1) 速やかに取り組む考えは、(2) 山瀬小学校体育館の空調設備利用は」についての質問がありました。これに対しまして、国において新たに創設された「空調設備整備臨時交付金」は、非常に有利な財源となっており、今後、速やかに年次計画をたて、小中学校体育館空調の整備に向けて順次取り組む旨答弁いたしました。次に、山瀬小学校体育館の空調設備の使用状況について、今年度は、夏場において水泳指導を多く実施できたことから、始業式及び終業式のほか、学習発表会での使用実績となっている。また、一

般向けの貸出については、元々スポーツクラブ等による定期的な利用が少ないことから、今年度の空調使用は、防災訓練1件のみであった。現状では、年間を通した利用実績が少ない状況であるが、山瀬小学校の使用実績に加え、設計士などの専門家の意見等も参考にしながら、体育館空調の整備計画を進めて参る旨答弁いたしました。

続いて、資料37ページ中段になります。細井英輔議員から「1 鴨島東中学校と鴨島第一中学校の統合について、(1)説明会の意見は、(2)準備委員会設置に向けた現在の状況は」についての質問がありました。これに対しまして、説明会では、統合に向けて具体的かつ前向きなご意見をいただき、参加者の皆様には、この度の統合に関し、概ねご理解をいただいたと考えている旨答弁いたしました。また、本年4月に設置予定の統合準備委員会につきまして、4つの部会を設け、各部会の委員構成については、PTAの代表者や教職員のほか、説明会において提案いただいた学校運営協議会委員の方にも協力願いたいと考えている旨答弁いたしました。

その後、「鴨島東中学校には、比較的新しい体育館やテニスコートがあるため、グラウンドを野球場として整備し、これらを一体的に総合運動公園としては」との再問がございました。これに対しまして、鴨島東中学校の跡地利用は、準備委員会の中で協議することとなっているが、体育施設については、引き続き部活動での活用を含めた検討が想定される。また、夜間や休日などの空き時間には、引き続き社会体育施設として、一般の方が利用できるよう調整したい。鴨島東中学校は、交通の利便性も高く、立地条件も良いことから、施設を効果的に活用できるよう、準備委員会の中で協議する旨答弁いたしました。

松本学校教育課長

資料39ページとなります。

質問順8細井英輔議員2 不登校児童生徒対策について(1)通信制高校にフリースクール開設を要望してはという質問がありました。「不登校児童生徒対策について」との質問に対して、現状のフリースクールのメリットや実情・課題についての説明を行いました。教育委員会といたしましては、学校に行かない・行けない子どもの数が増加の一途を辿っている中で、フリースクールでの学びの機会も、子どもの多様な学びを支える新たなアプローチであると考えており、今後、通信制高校と開校に向けた協議の中で、フリースクールの開設を含む本市の不登校児童生徒対策について、協力を仰いで参りたいと考えております。と答弁いたしました。

資料39ページ中段となります。

質問順9相原一永議員より2 子どもを被害者にも加害者にもさせない AI ペアレンタルコントロールアプリの活用について(1)アプリ「コドマモ」の周知、啓発を行うとともに活用を促してはどうか(2)学校配布の学習用タブレット端末に「コドマモ」アプリをインストールしてはという質問に対してスマートフォンの急速な普及に伴った犯罪の増加と、それに伴う対策の重要性が肝要であることを確認すると共に、スマートフォンの利用については、親子でのルール作りはもとより、サイト閲覧やアプリ利用などについて保護者による適切な管理が必要であることも説明しました。加えて、各学校における、携帯電話安全教室の実施や入学説明会での児童生徒及び保護者に向けた警察による啓発活動、各校のセキュリティポリシーを保護者へ配付等の取り組みや、教育委員会からのネットいじめ・トラブル防止啓発資料の周知などについて、取り組みを報告しました。また、来年度からは、新たに県教委と連携し、1人1台端末等による匿名相談アプリを活用した事業にも取り組む予定であることも報告しました。教育委員会といたしましては、こうした取組を踏まえると共に、他の自治体のペアレンタルコントロールアプリの導入状況も注視し、周知・導入についてもその成果や課題等を検証することと、児童生徒への情報教育の充実を図ると共に、今後も引き続き保護者への啓発はもとより、子ども達がスマートフォンやSNSを通じて加害者、被害者、傍観者にならない取組を推進して参ります。と答弁いたしました。

学校給食センター長

資料40ページ中段菊川議員より学校給食の現状と課題についてのご質問がありました。まず、(1)「最近の給食の残食量は」についてでございますが、令和5年度の食品廃棄物発生量は、年間

一人あたりで、食べ残しと、調理残渣の合計14.5キログラムとなっており、全国調査と比較して、2.7キログラムほど少ない状況でございます。

次に(2)「処理にかかる費用は」についてでございますが、食べ残しや調理残渣を含めた、給食センター全体のごみ処理委託料として、令和6年度につきましては、330万9千円を計上しております。

次に(3)「残りそうな給食の配送方法は」についてでございますが、現在、学校への給食の配送につきましては、給食センターで調理したものはセンターから直接学校へ、パンや牛乳やデザート等は、納入業者から直接学校に納品されておりますので、当日の朝に、欠席者等にかかる残りそうな給食を把握し、それを除いた配送につきましては、難しい状況でございます。

次に(4)「学校で部活動前に食事を分けることが可能か」についてでございますが、「学校給食法」に基づく「学校給食衛生管理基準」において、給食で残った食材は適切に管理・廃棄するルールがございますので、ご理解をいただきたいと思います。と答弁いたしました。以上でございます。

木屋村教育長

ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。

続きまして、報告事項(2)「吉野川市学校給食用物資調達納入業者登録」について、事務局より説明をお願いします。

学校給食センター長

報告事項(2)「吉野川市学校給食用物資調達納入業者の登録について」をご説明させていただきます。教育委員会事務委任等規則第2条及び吉野川市学校給食用物資調達納入要綱第5条第1項の規定により、吉野川市学校給食用物資調達納入業者の登録について教育長が専決したので、規則第4条第1項の規定により別添のとおり、ご報告させていただきます。43ページをご覧ください。この学校給食用物資調達納入業者登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとなっており、令和7年度の登録申請受付を令和7年2月1日から10日まで行ったところ、いずれも継続業者株式会社徳元商店外9業者で、新規申請業者はありませんでした。書類審査の結果、継続業者においては選定基準を充たしており、本年度の納入状況も誠実で良好であるため、令和7年度の学校給食用物資納入業者として登録することといたしました。以上でございます。

木屋村教育長

ただいまの件について、ご質問等ございませんか。

それでは、「教育長職務代理者の指名について」にうつります。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条の規定によれば、教育長に事故等が生じた際、あらかじめ教育長が指名する委員が職務代理を行うこととなっております。来る3月31日をもちまして、昨年3月定例会で申し合わせいたしました山口奈美氏の教育長職務代理者としての任期が満了いたします。つきましては、4月1日からの職務代理者について、私より指名させていただきますしたいと思います。「武知 李香 委員」にお願いできればと思いますので、よろしく願います。なお、任期については、法律では定められていませんが、4月1日から1年間で願います。

それでは、教育長報告にうつります。

3月の私の動向につきまして、主なものをご報告いたします。

資料44ページをお開きください。7日(金)の中学校、14日(金)の小学校での卒業証書授与式への出席と祝辞、お世話になりました。各校とも思い出深い、立派な式典になったと伺っております。進学後の子どもたちの新たな活躍を祈りたいと思います。

次に、8日(土)の市制20周年記念事業を兼ねた映画「道草キッチン」の試写会が、鴨島公民館で行われました。白羽弥仁監督、女優・作家の中江有里さん主演の本映画ですが、吉野川市の至る所が撮影場所となり、故郷吉野川の良さが映画にも反映された素晴らしい作品に仕上がっていると感じました。以前申し上げましたが、実は私も夏の阿波踊りのシーンで、吉野川市連で撮影に参加していた関係で、映画に映っているのか期待しながらそのシーンを食い入るように見てお

りましたら、何と約2秒程度、市長の横で踊っている我が姿を見つけ、61才にして映画デビューを果たしたと家に帰って自慢いたしました。今年秋、全国公開予定で、先週徳島新聞に掲載されておりましたが、徳島県出身のピアニスト石井琢磨氏がエンディング曲を演奏しております。私も再度家族で見に行こうと思っていますが、皆様も良かったら是非ご覧下さい。他、3月につきまして記載の通りです。

下段に記載しております4月は3日(木)県と市の教育行政連絡協議会があり、貞野委員さん栗原委員さんと私が参加予定であります。よろしくお願いいたします。8日(火)は赴任教職員着任式の後、新年度の始業式、9日(水)は、午前小学校で、午後中学校で入学式が行われます。出席並びに祝辞をよろしくお願いいたします。以上、教育長報告を終わります。何か、ご質問等ございますか。

続きまして「4月定例教育委員会の開催日時について」事務局よりお願いします。

重静教育総務課長

それでは次回の4月の開催日時でございますが、事務局案を申し上げます。第1候補ですが、4月25日(金)の午前10時からと考えていますが、皆様ご都合はいかがでしょうか。

木屋村教育長

それでは確認いたします。4月の定例教育委員会は4月25日(金)の午前10時から開催いたします。

それでは以上をもちまして、本日の定例会を閉じることといたします。お疲れ様でした。